

一任スルニトシテ見ノ一致ヲ見 次テ退職年當分  
 顯ニ関シ兩組合共同ニテ取扱ヒ入リタルガ兩組合側ハ  
 少クトモ會社ノ内規ニ依リ退職年當額文(勤続三年以上)十  
 年未満ハ一年ニ付 六日分十年以上ハ一年ニ付十日分 其ノ  
 總額約三万圓)ハ支給セラレタリト主張シ 之ニ對シ橋本常  
 務ハ出東得シハ内規額ヲ差上ケタキモ會社ノ現状ハ一万二千  
 圓以外ハ支出不可能ナル旨ヲ答ヘ尚自分トシテハ充分努力善  
 處スルト稱シ 明十一日再會見ヲ約シ會見ヲ終レリ  
 次イテ十一月十一日午後一時ヨリ

會社側 事務取締役 坂東長房 常務取締役 橋本能  
 保利 監査役(若事務) 吉雄 永壽  
 従業員側 惣面堂 林主順 上田豊造 (外従業員七名)  
 全洋 高松実 岡屋博 (外従業員五名)  
 勞資代表會見退職年當分問題ニ関シ種々折衝シ尚築地

署員極力兩者間ノ斡旋シタル結果 午後十一時四十分ニ至リ  
 左記覚書ヲ交換圓滿解決セリ  
 迥而社員ノ方ハ會社側ト自主昭ニ解決スルトトセリ

覚書

東京築地治版製造所 勞働紛議ハ築地署ノ斡旋ニ依リ左記  
 條件ニテ圓滿解決セリ

- 記
- 一 解雇従業員八十名中八名ヲ復職ヒレムルコト但シ人選ハ  
 會社一任トス
  - 一 會社ハ右解雇者七十二名ニ對シ解雇年當其ノ他一切ヲ合  
 ノ金貳万圓ヲ支給スルコト
  - 一 會社ハ未給議費用トシテ金一封(一千二百圓)ヲ支給ス  
 此金封ハ但シ金銭手交ハ未レ十一月十五日トス